

指定地域及び規制基準

<指定地域>

出雲市の騒音・振動の規制対象となる指定地域及び規制基準は次のとおりです。

おおむね都市計画法の市街化区域が指定地域に一致します。原則として市街化区域で特定建設作業を行う場合には届出が必要です。

特定建設作業の届出については、出雲地区、平田地区が該当します。佐田地区、多伎地区、湖陵地区、大社地区、斐川地区は該当しません。

【騒音に係る規制基準】（平成24年出雲市告示第173号）

区分	都市計画法第8条第1項第1号の規定に基づく用途地域のうち次の地域	基準値
1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 2号区域のうち、学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内の地域	85 デシベル
2号区域	工業地域	

【振動に係る規制基準】（平成24年出雲市告示第174号）

区分	都市計画法第8条第1項第1号の規定に基づく用途地域のうち次の地域	基準値
1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 2号区域のうち、学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内の地域	75 デシベル
2号区域	工業地域	

【作業時間の制限】

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号、振動規制法施行規則別表第 1

区 分	作業時間	1 日における のべ作業時間	同一場所における 連続作業日数	日曜・休日における 作業時間
1 号区域	7 時～19 時	10 時間以内	6 日以内	禁止
2 号区域	6 時～22 時	14 時間以内		
適用除外 要件	1～7	1、2	1、2	1～8

○適用除外の要件

1. 災害その他非常事態に緊急に作業を行う必要がある場合
2. 人の生命、身体に対する危険防止作業
3. 鉄道、軌道の正常運行の確保に必要な場合
4. 道路法による道路占用許可条件が夜間（日曜・休日）指定の場合
5. 道路法による協議において夜間（日曜・休日）の作業に同意された場合
6. 道路交通法による道路使用許可条件が夜間（日曜・休日）指定の場合
7. 道路交通法による協議において夜間（日曜・休日）の作業に同意された場合
8. 変電所の変更工事で日曜・休日に行う必要がある場合

※詳しくは縦覧図面をご覧ください。

※用途地域については都市計画課にお問い合わせください。